

# 認知症看護認定看護師とは??

## ～分野説明～

認知症者の権利を擁護（アドボカシー）し、病態・病状の悪化を防ぎ、発症から終末期に至るまでその人らしく過ごせるよう、認知症者を取りまく様々な環境を整え、QOLの維持・向上を図る看護師です。

## ～コンサルテーション例～

認知症の病態と治療	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 認知症の病因（血管性認知症・変性性認知症・二次性認知症）とは？</li><li>・ 認知症の症状（中核症状・周辺症状）について</li><li>・ 加齢によるもの忘れと認知症の違いとは？ せん妄との違いは？</li><li>・ 認知症の原因疾患と治療方法、薬物療法について</li></ul>
認知症ケア	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 認知症患者のアセスメント方法、生活障害とケア方法について</li><li>・ 認知機能障害（中核症状）のアセスメントとケア方法について</li><li>・ 認知症に伴う精神症状・行動障害の評価、ケア方法について</li><li>・ 認知リハビリテーションについて</li><li>・ 認知症患者のターミナルケアについて</li></ul>
コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 認知症患者とのコミュニケーションの特徴・方法について</li><li>・ コミュニケーションに対する支持的環境について</li></ul>
生活環境づくり	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 環境が認知症患者に及ぼす影響について</li><li>・ 認知症患者が生活・療養する場の特徴について</li><li>・ 認知症の特性をふまえた生活・療養環境の調整方法について</li></ul>
家族支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 介護家族への支援方法について</li><li>・ 社会制度（介護保険制度・成年後見制度など）の利用について</li></ul>

このほかニーズに合わせた研修会なども可能です。  
現場でお困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

# 認知症看護認定看護師 役割と活動内容

## ● 役割

- 実践**
- ・ 認知症者の権利を擁護し、意思表示能力を補う。
  - ・ 認知症者の周辺症状を悪化させる要因・誘因に働きかけ、行動障害を予防、緩和する。
  - ・ 認知症者の発症から終末期に至るまで、認知症状態の把握を含む心身の状態を統合的にアセスメントし、各期に応じたケアの実践、ケア体制づくり、看護家族のサポートを行う。
  - ・ 認知症者が安全で安心できる生活・療養生活を得るための対策を立てる。
  - ・ 他疾患合併による影響をアセスメントし、治療的援助を含む健康管理を行う。
- 指導**
- ・ 医療チームメンバーの相談に対して、的確な指導を行う。
  - ・ 看護職に対して、認知症看護領域についての勉強会を実践する。
- 相談**
- ・ 認知症看護における認知症者の問題に対し、問題解決に向けて関連する医療チームメンバーと情報交換、連携をとり看護職に対しコンサルテーションを行う。
  - ・ 相談者が自ら解決の方向を見出すことができるよう、適切な相談・支援を行う。

## ● 活動内容

- 1) 認知症者に対して、認知症病態を含む心身の状態を統合的にアセスメントし、看護過程を展開する。
  - ・ 認知症の発症から終末期に至るまでの認知症病態、心身を統合的にアセスメントし、各期に応じたケアを実践する。
- 2) 認知症者の認知症病態を把握し、ケア体制づくり、介護家族のサポートを行う。
  - ・ 認知症者の家族に対して、認知症患者の認知症病態を含む心身の状態を統合的にアセスメントし、医療チームメンバー、関連部署との連携を行い、ケア体制づくり、介護家族のサポートを行う。
- 3) 認知症者が安全かつ安心して療養生活が過ごせるような環境づくりを提案する。
  - ・ 認知症患者の認知症病態を含む心身の状態を統合的にアセスメントし、環境（物理的環境・ケア環境・社会的環境・運営的環境）を考察し、提案する。
- 4) 自らが役割モデルとなり、認知症看護領域の実践を通して看護職員への実践指導を行う。
  - ・ 自施設において、自ら率先して、認知症患者及び家族に対し認知症看護を実践する。
- 5) 認知症看護の質向上に向けての教育・指導。
  - ・ 認知症患者に関わる看護・介護職に対して認知症看護に関する指導・教育を計画、実施し評価を行う。
- 6) コンサルテーション
  - ・ 認知症患者に関わる看護・介護職に対して認知症看護に関する相談システムを構築する。
  - ・ 施設職員、認知症患者、家族からの認知症看護に関する相談を受け、状況に応じた助言、指導を行う。